

令和8年 第2回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和7年2月18日(水) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 301会議室

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち19名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち6名

1番 遠藤良一委員	2番 吉田典良委員	3番 荻野右近委員	4番 田村 茂 委員
5番 松本文子委員	6番 吉田篤也委員	7番 白岩良一委員	8番 渡邊 元 委員
9番 和田春信委員	10番 柳沼政一委員	11番 鹿又良司委員	12番 土屋福一委員
13番 菊地幸広委員	14番 箭内正彦委員	15番 宗像昭一委員	16番 吉田清吉委員
17番 小池あおい委員	18番 渡邊慶幸委員	19番 佐藤伸夫委員	
②番 會田成美委員	⑥番 吉田勝行委員	⑩番 郡司英道委員	⑫番 佐久間耕栄委員
⑮番 松崎好克委員	⑲番 堀越広美委員		

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

局長	三 浦 栄 喜
総務係長	佐 藤 兵 庫
副主査	會 田 賢 治

6. 書 記

副主査	會 田 賢 治
-----	---------

7. 議事録署名人

18番	渡 邊 慶 幸 委員
1番	遠 藤 良 一 委員

8. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

9. 提出案件

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について（市許可分） |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分） |
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） |
| 議案第 5 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について |
| 議案第 6 号 | 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について |
| 議案第 7 号 | 現況確認証明について |
| 議案第 8 号 | 令和 8 年度農作業労働賃金標準額の決定について |

事務局	<p>皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまより令和8年第2回田村市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。</p>																								
会 長	(会長あいさつ)																								
事務局	<p>それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p>																								
議 長	<p>始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。</p>																								
事務局	<p>「議長、事務局」</p> <p>本日、欠席の届出あった委員はございません。</p>																								
議 長	<p>事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。</p> <p>それでは、ただ今より令和8年田村市農業委員会第2回総会を開会いたします。また、本日は農地利用最適化推進委員6名の方々にご出席いただいております。次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、18番 渡邊 慶幸 委員、1番 遠藤 良一 委員を指名いたします。</p> <p>ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の規定に基づく許可申請について(市許可分)</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>現況確認証明について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>令和8年度農作業労働賃金標準額の決定について</td> <td>1件</td> </tr> </table>	議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	9件	議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について(市許可分)	2件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)	2件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)	1件	議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について	2件	議案第6号	福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について	6件	議案第7号	現況確認証明について	1件	議案第8号	令和8年度農作業労働賃金標準額の決定について	1件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	9件																							
議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について(市許可分)	2件																							
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)	2件																							
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)	1件																							
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について	2件																							
議案第6号	福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について	6件																							
議案第7号	現況確認証明について	1件																							
議案第8号	令和8年度農作業労働賃金標準額の決定について	1件																							

	<p>以上、24件であります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>次に、本日の会議の進め方について申し上げます。</p> <p>ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>「議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から9番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>それでは、整理番号1番について、</p> <p>3番 荻野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
3番委員	<p>荻野 右近 委員 報告</p> <p>3番荻野です。整理番号1番についてご報告します。2月12日の午前に、譲渡人、譲受人、代理人である石井行政書士、半谷隆一推進委員と5名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、祖父の代から譲受人側は小作料をもらい耕作をされてきましたが、譲受人が定年退職となり、今後、農業に力を入れていきたいとのことで、所有権移転での今回の申請となりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から4番について、</p> <p>6番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
6番委員	<p>吉田 篤也 委員 報告</p> <p>6番吉田です。整理番号2番から4番についてご報告します。整理番号2番から4番につきましては、譲渡人と譲受人が同一であるため、一括でご報告いたします。申請につきましては、全て共有地の持分を移転するための申請であります。譲渡人は市外にお住まいであり、田村市へは戻らないため土地の整理を行う中で、共有地につきましては地元の組合へ贈与したいとのことから、今回の申請となりました。代理人である箭内行政書士、譲渡人へ確認をし、内容等も申請の通りであるため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>

議 長	ありがとうございました。次に整理番号5番について、 8番 渡邊 元 委員、ご報告をお願いいたします。
8 番 委 員	渡邊 元 委員 報告 8番渡邊です。整理番号5番についてご報告します。2月13日の午前に、譲渡人へ電話にて確認をしましたところ、譲渡人と譲受人は親子関係であり、今後、譲受人が耕作をしてゆきたいとのことから、今回の贈与での申請となりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号6番から7番について、 10番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。
10番 委 員	柳沼 政一 委員 報告 10番柳沼です。整理番号6番から7番についてご報告します。整理番号6番につきましては、2月13日の午前に、代理人である箭内行政書士、佐久間耕栄推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人は現在、市外にお住まいであり、田村市へは戻らないとのことで、譲受人へ売買にて譲りたいとのことでした。申請地につきましては、適正に管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号7番につきましては、同じく月13日の午前に、代理人である箭内行政書士、佐久間耕栄推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、整理番号6番と同様に、譲渡人は現在、市外にお住まいであり、田村市へは戻らないとのことで、譲受人へ売買にて譲りたいとのことでした。申請地につきましては、適正に管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号8番について、 11番 鹿又 良司 委員、ご報告をお願いいたします。
11番 委 員	鹿又 良司 委員 報告 11番鹿又です。整理番号8番についてご報告します。2月12日の午前に、本申請の代理人、譲受人、箭内倉貴推進委員と4名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人が土地を相続されましたが、管理ができないとのことで、隣接地にお住まいの譲受人へ、売買にて譲りたいとのことでの申請でありました。申請地につきましては、適正に管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号9番について、 14番 箭内 正彦 委員、ご報告をお願いいたします。
14番 委 員	箭内 正彦 委員 報告 14番箭内です。整理番号9番についてご報告します。2月15日の午後に、譲渡

	<p>人、譲受人、佐藤徳一推進委員と4名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人が体調を崩されて、今後、管理が難しいとのことでしたので、譲受人へ売買にて所有権の移転をするための申請でありました。申請地につきましては、適正に管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p>
17番 委員	<p>「議長、17番」</p>
議長	<p>17番 小池 あおい 委員、どうぞ。</p>
17番 委員	<p>整理番号2番から4番の共有者は、新たに共有者が増えることとなるのか、既に共有持ち分を持つ者へ移転するのでしょうか。また、組合とは何でしょうか。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」</p>
議長	<p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>共有者が新たに増えることとなる申請であります。組合につきましては、本案件の地区では、以前に、国有林の払い下げが頻繁に行われました。その際、国有林は個人では取得がしづらいため、複数名により組合を作ることで土地を取得し、取得地を利用するなどの活動を行う団体であります。</p>
議長	<p>ほかに質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第1号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」を議題といたします。</p>

	整理番号1番から2番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番について、</p> <p>8番 渡邊 元 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
8番 委員	<p>渡邊 元 委員 報告</p> <p>8番渡邊です。整理番号1番についてご報告します。2月16日の午後に、代理人である郡司行政書士、郡司英道推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、申請地に昭和59年頃に住宅が建てられましたが、今回、相続にあたり、当時の建築の際に、申請地の転用申請がされていないことが判明したため、地目を宅地へ変更した後に、相続手続きを行うための案件でありました。皆様の慎重審議のほど、お願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、</p> <p>9番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
9番 委員	<p>和田 春信 委員 報告</p> <p>9番和田です。整理番号2番についてご報告します。2月12日の午後に、申請人、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、申請人が今後、自宅を改修するにあたり、通路と駐車場が必要となったため、今回の申請となりました。周辺の農地への影響もなく、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>（質疑なしの声）</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可</p>

	<p>分)」は、原案のとおり許可することに決定いたします。以上をもちまして議案第2号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から2番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番から2番について、</p> <p>7番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
7番委員	<p>白岩 良一 委員 報告</p> <p>7番白岩です。整理番号1番から2番についてご報告します。整理番号1番につきましては、現地を確認しましたところ、申請地の周辺の農地への影響はなく、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号2番につきましては、11月13日の午前に、代理人である石井行政書士、矢吹 勇推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、周辺も申請者の所有地であり、周囲の農地への影響もないことから、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>（質疑なしの声）</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。以上をもちまして議案第3号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について</p>

	<p>(県許可分)」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番について、</p> <p>7番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
7番委員	<p>白岩 良一 委員 報告</p> <p>7番白岩です。整理番号1番についてご報告します。整理番号1番につきましては、11月13日の午前に、代理人である白石行政書士、矢吹 勇推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、周辺に農地はありますが、耕作はされておらず、周囲の農地への影響もないため、問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、議案第4号は終了いたします。</p> <p>次に、「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」(議案第5号について議案書により朗読及び内容説明。)</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p>

	<p>質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第5号は終了いたします。 次に、「議案第6号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案第6号について議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第6号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第6号は終了いたします。 次に、「議案第7号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案第7号について議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>

	<p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第7号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第7号は終了いたします。</p> <p>次に、「議案第8号 令和8年度農作業労働賃金標準額の決定について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案第8号について議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第8号 令和8年度農作業労働賃金標準額の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第8号は終了いたします。</p> <p>これで、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>慎重審議を賜りありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和8年田村市農業委員会第2回総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉 会 (14時28分終了)</p>

令和8年2月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人